

～漁村生活を丸ごと体験～

漁家民泊の手引き



平成 29 年 3 月

和歌山県水産振興課

目 次

1. 漁家民泊とは	.. 2
2. 漁家民泊をはじめするには	
1) 漁家民泊の開設に向けて	.. 3
2) 漁家民泊施設の認定	.. 3
3) 提供が必要な漁業体験メニューとは	.. 4
4) 漁家民泊の開設に係るフロー	.. 5
5) 開設に向けての相談窓口	.. 6
3. 漁家民泊の開設に必要なとなる手続き	
1) 旅館業法に関すること	.. 7
2) 食品衛生法に関すること	.. 10
3) 消防法に関すること	.. 11
4) 建築基準法に関すること	.. 13
5) 水質汚濁防止法に関すること	.. 15
6) その他	.. 15

1. 漁家民泊とは

漁家民泊とは、漁業者が自らの住宅を活用して、漁村の豊かな自然や美しい景観、郷土料理、地びき網や干物作りなどの漁業体験を提供することにより、都市漁村交流の促進と漁業者の所得向上を図る宿泊制度です。

平成15年の規制緩和により、漁家民泊を開業する場合、小規模な民家でも旅館業法の簡易宿所の営業許可を受けることができるようになりました。



2. 漁家民泊をはじめするには

1) 漁家民泊の開設に向けて

漁家民泊の開設にあたっては、利用者が漁村地域において快適な余暇を過ごすことができるよう、提供する漁業体験や郷土料理の内容など、事前に家族で話し合いをして決めておくことが重要です。

また、営業時期や料金設定といった採算性の検討に加え、行政・教育機関や観光関連団体等と連携した集客対策なども重要です。

2) 漁家民泊施設の認定

和歌山県では「漁家民泊」への取り組みを積極的に支援するため、漁業者が営む「漁家民泊施設」の認定を進めています。

漁業者が営む宿泊施設であり、①宿泊定員が5名以下の小規模な宿泊施設であること、②漁業体験メニューが整備され宿泊者に提供できること、③年1回、利用実績を県に報告すること、の3点を満たすことが認定の要件となります。

この漁家民泊施設の認定を受けると、旅館業営業許可及び飲食店営業許可を受けるにあたり許可基準の一部が緩和されるため、一般の民宿の開設に比べて、家屋の改修等における初期投資を大幅に軽減することができます。

なお、「漁家民泊施設」の認定は、県が定める「農家民泊施設等認定要綱」に基づき行います。

◎主な規制緩和の内容

一般の民宿	認定を受けた漁家民泊
○旅館業法（旅館業営業許可基準）	
便所は客用と自家用とに区分が必要	客室面積が 33 m ² 以下であれば、便所は自家用との共用が可能
○飲食店業営業許可基準（食品衛生法）	
1. 宿泊者用調理場の設置が必要 2. 食品及び器具それぞれ専用の洗浄設備である食器専用洗浄設備（二層シンク）を設けることが必要 3. 調理場の床と 1mまでの内壁は耐水性素材を用い、平滑で掃除しやすく排水性のよい構造とする	1. 既存の家庭用台所での調理が可能、ただし、冷蔵設備と冷凍設備は営業専用のものが必要 2. 自動食器洗浄機を設置すれば、家庭用シンク（一層シンク）を認める 3. 衛生面の安全性が確認できれば、調理場の床と内壁の耐水性素材以外の構造を認める

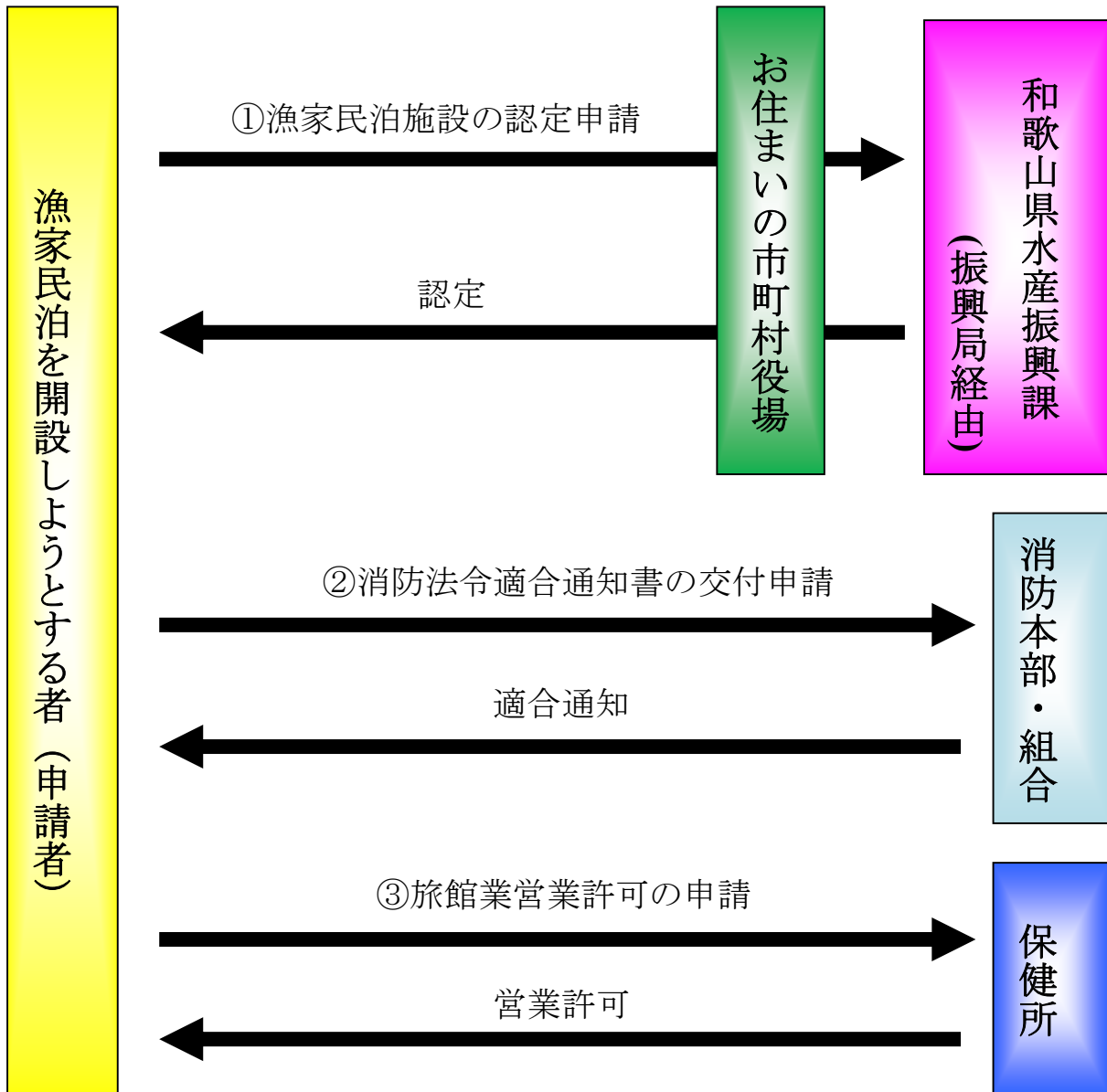
※注：旅館業法、食品衛生法については、事前に所管の保健所にご相談下さい。

3) 提供が必要な漁業体験メニューとは

漁業体験メニューについては、具体的には漁ろう作業体験、水産物加工体験、郷土料理調理体験、漁村生活体験、郷土芸能体験、漁場の案内などが考えられます。

また、必ずしも自分で体験を提供する必要はなく、地域の体験施設や団体等と連携し、体験をあっせんしても差し支えありません。

4) 漁家民泊の開設に係るフロー



○各種申請について

- ①漁家民泊施設の認定に係る申請書類を市町村の窓口へ提出し、認定書の交付を受けてください。
- ②所管する消防機関へ消防法令適合通知交付申請を行い、消防法令適合通知書の交付を受けて下さい。
- ③所管する保健所へ旅館業営業許可申請(①、②の写しを添付)を行い、旅館業営業許可を受けて下さい。
(食事を提供する場合、保健所へ食品衛生法に係る許可申請を行い、飲食店営業許可を受ける必要があります。)

※「都市と農村の交流を進めよう あなたも農林漁家民泊を始めてみませんか」
リーフレットより作成

5) 開設に向けての相談窓口

お住まいの市町村	総合相談窓口	旅館業法 食品衛生法 水質汚濁防止法	消防法	建築基準法
和歌山市	海草振興局 農業水産振興課 073-441-3385	(旅館業法・食品衛生法) 和歌山市保健所 生活保健課 073-433-2261 (水質汚濁防止法) 和歌山市役所 環境政策課 073-435-1114	和歌山市消防局予防課 073-427-0119	和歌山市役所 建築指導課 073-435-1100
海南市		海南保健所 衛生環境課 073-483-8825	海南市消防本部予防課 073-483-8711	和歌山県庁 建築住宅課 073-441-3185
紀美野町			紀美野町消防本部予防課 073-489-6303	
岩出市	那賀振興局 農業水産振興課 0736-61-0025	岩出保健所 衛生環境課 0736-61-0022	那賀消防組合消防本部予防課 0736-61-1794	那賀振興局建設部 総務調整課 0736-61-0030
紀の川市				
橋本市	伊都振興局 農業水産振興課 0736-33-4909	橋本保健所 衛生環境課 0736-42-5443	橋本市消防本部予防課 0736-33-3713	伊都振興局建設部 総務調整課 0736-33-4922
かつらぎ町			伊都消防組合予防課 0736-22-0119 (旧高野口町含む)	
九度山町			高野町消防本部予防課 0736-56-3820	
高野町				
有田市	有田振興局 農業水産振興課 0737-64-1273	湯浅保健所 衛生環境課 0737-64-1293	有田市消防本部警防課 0737-83-0119	有田振興局建設部 総務調整課 0737-64-1299
湯浅町			湯浅広川消防組合予防課 0737-22-3128	
広川町			有田川町消防本部予防課 0737-52-7199	
有田川町				
御坊市	日高振興局 農業水産振興課 0738-24-2946	御坊保健所 衛生環境課 0738-24-3617	御坊市消防本部予防課 0738-22-0800	日高振興局建設部 総務調整課 0738-24-2918
美浜町			日高広域消防事務組合予防課 0738-63-2000	
日高町				
由良町				
印南町				
みなべ町				
日高川町				
田辺市	西牟婁振興局 農業水産振興課 0739-22-1443	田辺保健所 衛生環境課 0739-26-7934	田辺消防本部予防課 0739-26-9954	西牟婁振興局建設部 建築課 0739-26-7922
上富田町			白浜町消防本部予防課 0739-43-1119	
白浜町				
すさみ町				
新宮市	東牟婁振興局 農業水産振興課 0735-29-2011	新宮保健所 衛生環境課 0735-21-9631	新宮市消防本部予防課 0735-21-3326	東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課 0735-21-9624
北山村			那智勝浦町消防本部予防課 0735-52-4900 太地町役場総務課 0735-59-2335	
那智勝浦町				
太地町				
串本町		新宮保健所串本支所 保健環境課 0735-72-0525	串本消防本部総務課 0735-62-0119	東牟婁振興局串本建設部 総務管理課 0735-62-0755
古座川町				

3. 漁家民泊の開設に必要なとなる手続

漁家民泊施設の認定を受けると規制緩和により、一般の民宿の開設に比べて、家屋の改修等において初期投資が大幅に軽減できますが、旅館業法や食品衛生法などの許可を得る必要があります。

以下に記載した内容は、あくまで関係法令の概要を記載したものであり、規模や構造、新築、増築により、その他の基準を満たす必要がありますので、漁家民泊開設の際には最寄りの相談窓口（P6参照）で相談してください。

1) 旅館業法に関すること

旅館業法の営業許可は、宿泊施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行う場合に必要となる営業許可です。

旅館業法による営業には次の4つの区分があります。

ホテル営業 … 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの

旅館営業 … 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの

簡易宿所営業… 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で下宿営業以外のもの

下宿営業 … 施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

ホテル営業をする場合は、10 室以上の客室（洋室の数は客室総数の 1/2 を超えて有する）が必要とされ、旅館営業では 5 室以上の客室が必要とされています。簡易宿所営業は、洋風でも和風でもよく、客室の延床面積が 33 m²以上必要と規定されていますが、平成 28 年 4 月 1 日から宿泊者の数を 10 人未満として申請がなされた場合には、3.3 m²に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上があれば、要件を満たすことになりました。

なお、漁家民泊については、「農林漁業体験民宿業を営む場合」に該当し、客室延べ床面積基準を適用しないこととされており、33 m²に満たない客室面積でも簡易宿所営業の許可を得ることができるなど、許可の要件が緩和されています。

◎旅館業法の客室に関する規定

項目	客室数	客室床面積
ホテル営業	10 室以上	洋室 9 m ² (6 帖) 以上 和室 7 m ² (4.5 帖) 以上
旅館営業	5 室以上	洋室 9 m ² (6 帖) 以上 和室 7 m ² (4.5 帖) 以上
簡易宿所営業	規定なし	延床面積 33 m ² (20 帖) 以上 (ただし、宿泊者の数を 10 人未満として申請がなされた場合、 3.3 平方メートル×当該宿泊者数)
漁家民泊	規定なし	延床面積 33 m ² (20 帖) 未満でも可

※ 帖数は参考です

2) 食品衛生法に関すること

食事の提供をする場合は食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。ただし、自炊用にキッチンを貸してあげたり、希望に応じて郷土料理や漁師料理の体験を実施したりすることには許可は不要です。

飲食店営業の許可を得るには必要な設備と食品衛生責任者を設置する必要があります。

◎飲食店営業の許可に関する規定

飲食店営業の許可	食事のスタイル
不 要	自炊
	素泊まりのみ
	郷土料理体験型（共同調理）
必 要	食事を提供する

3) 消防法に関すること

消防法では、消防用設備等の設置や宿泊客の避難設備及び防火管理体制などについて基準が定められています。増改築を行わない場合でも、基準を満たしているか、管轄の消防本部又は消防署の確認が必要となります。消防法上必要な措置の主な例は以下のとおりですが、詳しくは管轄の消防本部・消防署等へお尋ね下さい。

◎消防法上必要な主な措置基準

- 1 漁家民泊部分が建物全体の半分未満で50㎡以下である場合
⇒建物全体「一般住宅」として取り扱われます。

一般住宅

漁家民泊
半分未満で50㎡以下

○消防用設備等の設置は不要(ただし全ての一般住宅に設置義務がある
住宅用火災警報器は設置が必要)

- 2 漁家民泊部分が建物全体の半分未満で50㎡超又は建物全体の半分の場合
⇒建物全体「用途が混在する防火対象物」として取り扱われます。

一般住宅

漁家民泊
半分未満で50㎡超又は半分

○必要となる消防用設備等

- ①消火器: 漁家民泊部分の床面積が150㎡以上の場合
- ②自動火災警報設備: 建物の延べ面積が300㎡未満の場合は漁家民泊部分のみ設置が必要、300㎡以上の場合は建物全体に設置が必要(注1)
- ③誘導灯: 全て(注2)

- 3 漁家民泊部分が建物全体の半分よりも大きい場合
⇒建物全体「宿泊施設」として取り扱われます。

一般住宅

漁家民泊
半分超

○必要となる消防用設備等

- ①消火器: 建物の延べ面積が150㎡以上の場合
- ②自動火災警報設備: 全て(注1)
- ③誘導灯: 全て(注2)

注1 既存の建物であっても無線方式の導入により簡便な追加工事で対応可能

注2 漁家民泊等については、一定の条件を満たす場合は設置不要

参考1 ホテル、簡易宿所等に設置すべき消防用設備等

○消火器: 150㎡の場合 ○自動火災報知設備: 全て
○誘導灯: 全て上記注2の緩和規定の適用有)

参考2 宿泊施設として取り扱われる部分のカーテン、じゅうたん等は防災物品とすることが必要

【漁家民泊の場合の規制緩和】

1. 誘導灯・誘導標識は、建物全体が「一般住宅」として取り扱われる場合を除き、面積に関わらず必要となります。ただし、避難階(通常1階)において、

(1) 次の①又は②に該当すること。

①各客室から直接外部に容易に避難できること

②建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できることなど、簡明な経路により容易に避難口まで避難できること 漁家民泊施設の外に避難した者が、当該漁家民泊施設の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること

(2) 漁家民泊施設の外に避難した者が、当該漁家民泊施設の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること

(3) 漁家民泊施設において、その従業者が宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること

上記の(1)から(3)の全ての条件に該当する場合には、当該避難階における誘導灯および誘導標識の設置を必要としません。

2. 消防機関に通報する火災報知設備は、漁家民泊として使用する部分の面積が500㎡以上となる場合、設置が必要となります。ただし、下記の(1)から(3)の全ての条件に該当する場合、設置の必要がありません。

- (1) 前ページ 1. (1)から(3)の全ての条件に該当すること。
- (2) 客室が 10 室以下であること。
- (3) 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨ならびに防火対象物の所在地、建物名および電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されていること。

4) 建築基準法に関すること

通常民宿は、建築基準法上「旅館」として取り扱われます。

「旅館」に該当すると、出口から道まで 1.5m以上の通路を確保したり、廊下や階段、客室部分に非常用照明装置を設置したりしなければなりません。又、階段の寸法等についても住宅より厳しい規制を受けます。

しかし、認定を受けた漁家民泊で、住宅の一部を「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」第2条第5項に規定する「農林漁業体験民宿業を営む施設」として利用するもののうち、客室の床面積の合計が 33 m²未満の小規模なもので避難はしご等を設置するなど避難に支障がなければ、「旅館」に該当しない「住宅」として取り扱うことができます。浄化槽の人槽算定についても、客室の面積が 33 m²未満で床面積全体の 1/4 以下の場合、「専用住宅」として算定されます。

◎し尿浄化槽の処理対象人員（処理人槽算定基準）

項 目	算定基準
民宿専用で浄化槽 を用いる場合	処理人槽＝0.075×床面積
住宅と民宿で浄化 槽を共有する場合	・住宅用途面積が 150 m ² 未満の場合 処理人槽＝5 人＋0.075×民宿用途面積
	・住宅用途面積が 150 m ² 以上の場合 処理人槽＝7 人＋0.075×民宿用途面積
	・客室面積 33 m ² 未満かつ床面積全体の 1/4 以下の場合 処理人槽＝5 人 床面積全体が 150 m ² 未満 7 人 床面積全体が 150 m ² 以上 ※民宿の加算は不要

※原則として、同一敷地内への浄化槽の複数設置は認められません。

5) 水質汚濁防止法に関すること

既存の入浴施設、厨房施設及び洗濯施設等を使う場合でも、水質汚濁防止法第5条第1項の規定により「特定施設設置届出書」を提出する必要があります。

漁家民泊の場合、一般家庭程度の排水量の施設ですが、施設から排出される排水が、周辺の環境を汚染してしまうことのないように水質の基準が定められ、届出が必要とされています。

6) その他

漁家民泊をはじめると「個人事業」に該当し、その経営者は「個人事業主」となります。個人事業の開業届出書を「民宿を開業する住所の所轄の税務署」に提出する必要があります。